別表六の二(十七)付表三の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第15条 の規定による改正前の措置法第68条の15の2第1項 若しくは第2項(地方活力向上地域等において雇用 者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)又は 令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法 第68条の15の2第1項若しくは第2項(地方活力向 上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人 税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載 します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと

に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括 弧の中に記載してください。

2 「個別税額控除相当額18」は、その連結事業年度 が特例対象連結事業年度(令和2年改正法附則第96 条第2項(連結法人の地方活力向上地域等において 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に 関する経過措置)に規定する特例対象連結事業年度 をいいます。)に該当する場合には「又は40万円」 及び「又は30万円」を消し、その他の場合には「30 万円又は」及び「20万円又は」を消します。